

「国が実施する統計調査に関する提案募集」（2023年4月28日公表分）

	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	国民の消費に関する統計調査	<p>【コロナの悪影響等での、国民の消費項目と消費金額の消費動向統計調査】 2020年1月からのコロナの悪影響等での国民の消費動向統計調査結果発表を内閣府の総務省と厚生労働省で、直ぐにわかる様に発表、公表してほしいです。</p>	<p>内閣府 総務省 厚生労働省</p>	<p>ご提案いただいた内容に対して、関連の統計調査からは以下のようなことが分かりますので、参考にさせていただければと考えます。また、いただいた御意見は、今後の情報提供に当たって参考とさせていただきます。</p> <p><内閣府> 「消費動向調査」は、今後の暮らし向きの見通しなどについての消費者の意識等を把握することを目的としており、消費者の暮らし向きに関する考え方の変化をとらえることができます。 (https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu_shouhi.html)</p> <p><総務省> 総務省の家計調査からは、家計収支の実態を毎月把握することができます。また、2020年3月分結果から、新型コロナウイルス感染症により消費行動に大きな影響が見られた主な品目などを参考資料として公表しています。 (https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200561&tstat=000000330001&cycle=1&tclass1=000000330001&tclass2=000000330004&tclass3=000001034794&tclass4val=0)</p> <p><厚生労働省> 厚生労働省では、国民の消費動向に係る統計調査は実施しておりませんが、労働経済白書（令和3年版）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が雇用・労働や消費行動に及ぼした影響についての分析を公表しています。 (https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/20/dl/20-1-1-5.pdf)</p>
2	統計調査全般	<p>【統計調査のマイナポータル活用】 調査員ではなく、マイナポータルでインターネット調査できれば便利</p>	<p>総務省</p>	<p>マイナポータルにおいては、マイナンバーを利用して、一定の行政手続の申請等がオンラインで利用できますが、マイナンバーの利用できる分野は、現状では社会保障、税など法令で定められた分野に限られており、現状では、ご提案のような方法は困難であるところであり、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>一方で、公的統計調査では、多くの調査でオンラインでの回答が可能となっており、令和5年3月28日に決定した新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」でも、オンラインによる回答の促進に向けて調査システムの改善等に取り組むこととしているところでもありますので、国の統計調査の対象となった場合には、オンラインでの回答についてご検討をよろしくお願いたします。</p>